意見書案第１０号

重要土地等調査法の適切な見直し及び不動産登記・安全保障法制の充実を求める意見書

令和４年「重要土地等調査法」が施行され、防衛関係施設等の周辺における土地利用状況の把握や機能阻害行為の防止に取り組んでいる。

本市には池子米軍家族住宅（池子住宅地区及び海軍補助施設）が在するが、注視区域には含まれておらず、その影響圏には逗子駅前をはじめとする商業地や住宅街が広く含まれている。

近年のドローン等の技術革新に伴い、画一的な距離基準では実効性ある安全確保に対応しきれない課題が生じており、不動産取得においても、法人や信託等を経由することで実質的支配者の把握が困難な事例もあり、登記制度の透明化が求められていることから、外国人の土地や建物の取得については、重要土地調査法の趣旨に鑑み、海軍補助施設周辺においても、注視区域に含めるべきである。

よって、逗子市議会は、国に対し、安全確保の実効性向上と健全な地域発展の両立に向け、下記事項の措置を強く要請する

１．技術革新に対応した実効性ある安全確保体制の整備
　ドローン等の長距離化・高度化に対応できるよう、空域管理等を含めた実効性ある法制上の見直しを行うこと
２．不動産登記制度における実質的支配者の透明性確保
　法人や信託等を介した不動産取引において、真の所有者や実質的支配者が適切に把握できる仕組みを整備すること
３．重要施設の性格に応じた指定基準の合理化
　施設の機能や実情に応じた合理的な指定基準を設け、市民の正当な権利や経済活動に過度な影響を与えないよう配慮すること
４．既成市街地におけるまちづくり・経済活動との調和
　駅前商業地等の既成市街地において、都市機能の更新や防災まちづくりと調和した弾力的な運用を図ること
５．国と地方自治体との情報共有・連携体制の強化
　土地利用の実態把握にあたり、国と関係自治体が迅速に情報を共有・連携できる枠組みを構築すること

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年１０月２日

逗　子　市　議　会